環境省

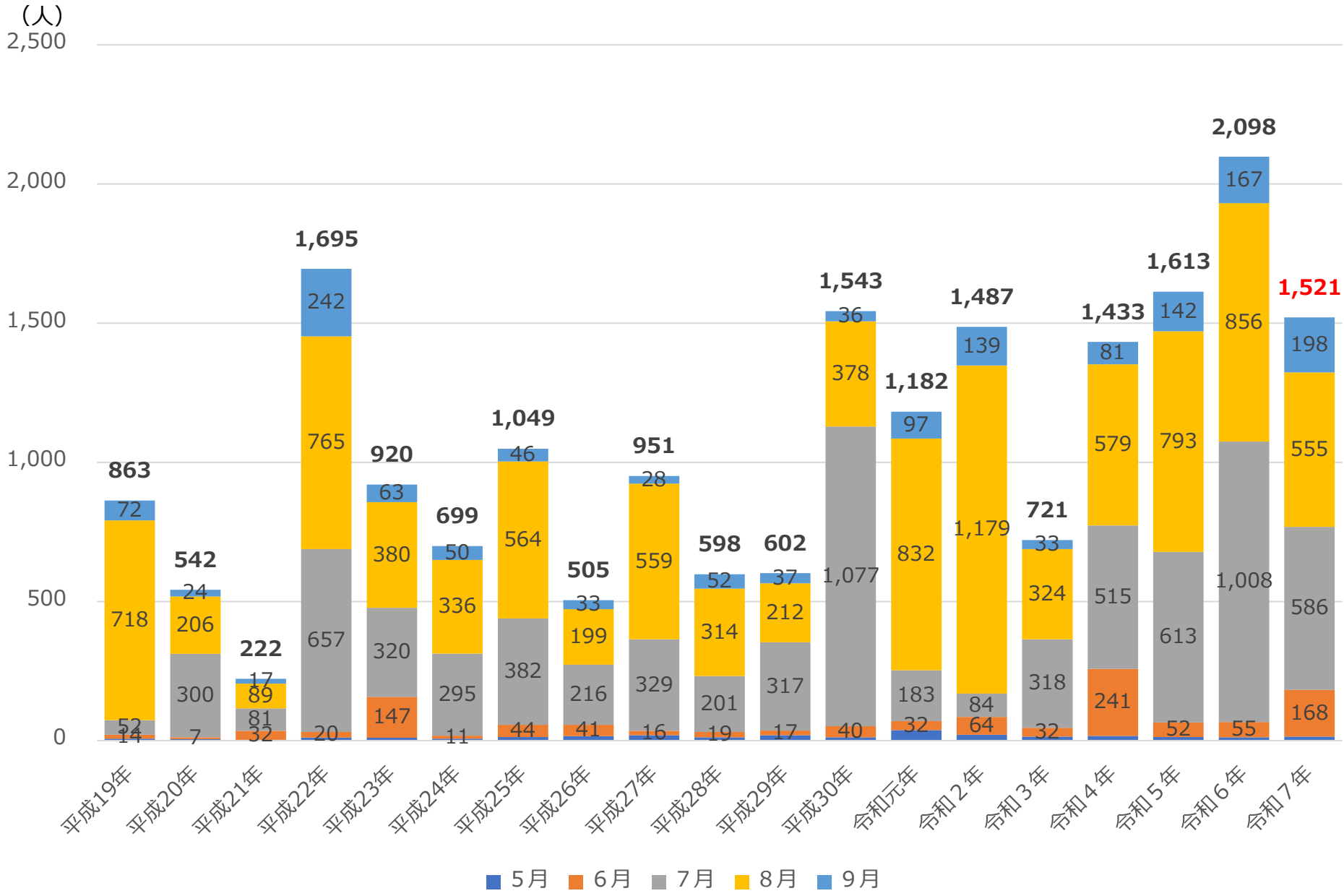
熱中症被害の現状及び環境省の取組について

令和8年８月24日

環境省　大臣官房環境保健部企画課
熱中症対策室

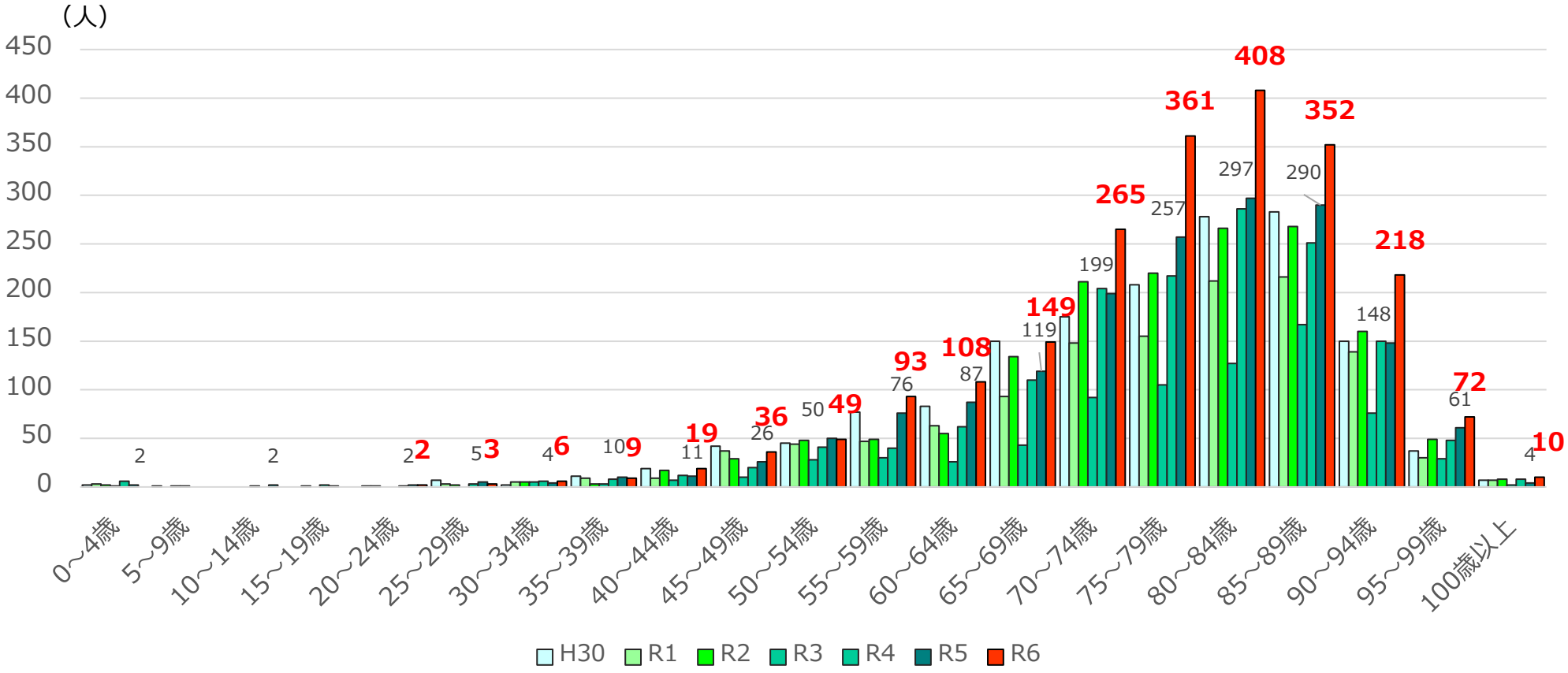
１．熱中症による被害について

熱中症による死亡者数（５月～９月、平成19年～令和６年は確定数、令和７年は概数）



出典：厚労省　人口動態統計月報（概数）（令和７（2025）年９月分）、熱中症による死亡数　人口動態統計（確定数）を元に環境省作図

熱中症による死亡者数：年齢層別及び合計（平成30年～令和６年）

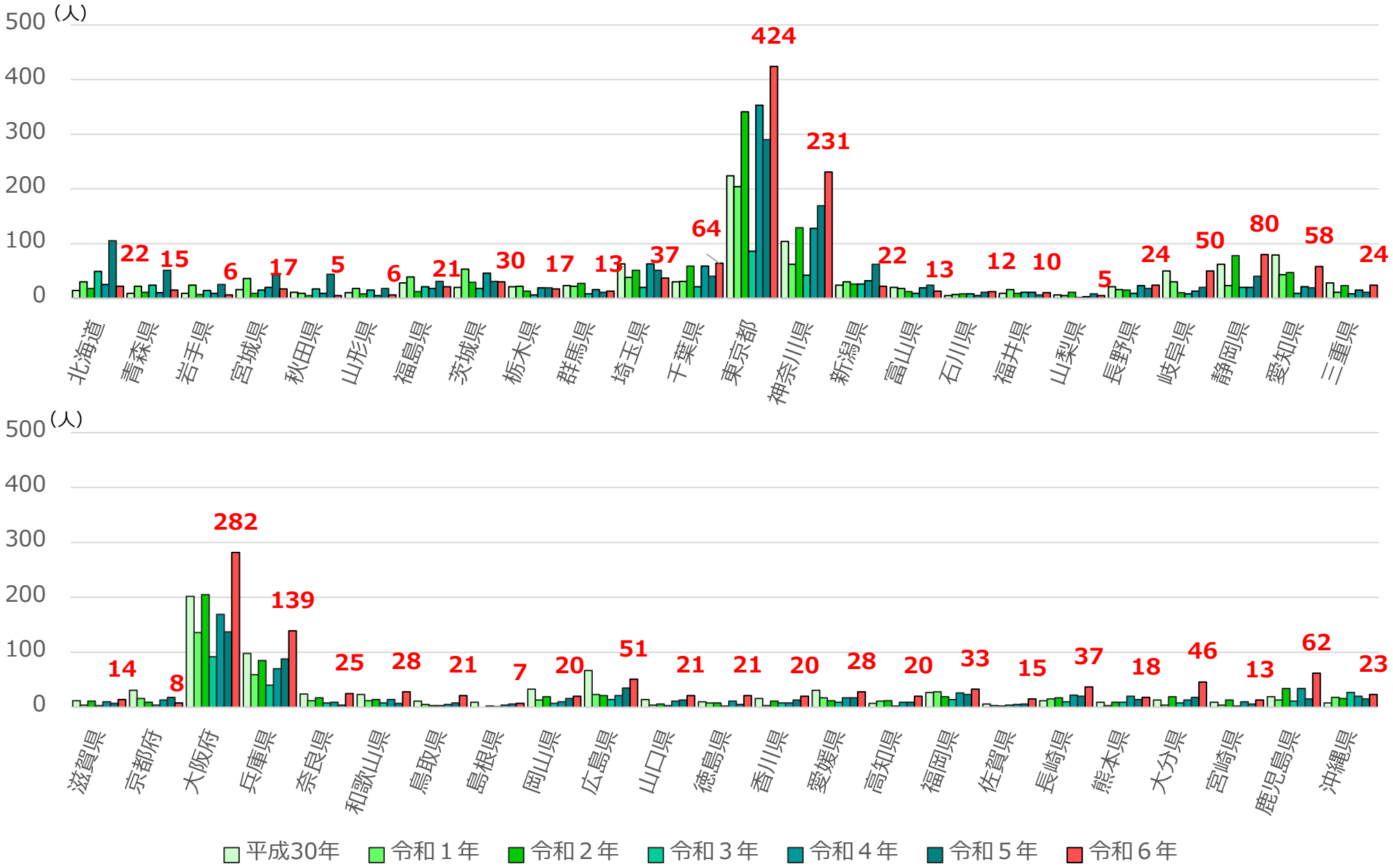


	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
64歳以下	290	222	211	114	200	275	325
65歳以上	1,288	1,000	1,316	641	1,274	1,375	1,835
合計	1,578	1,222	1,527	755	1,474	1,650	2,160

※不詳は除く

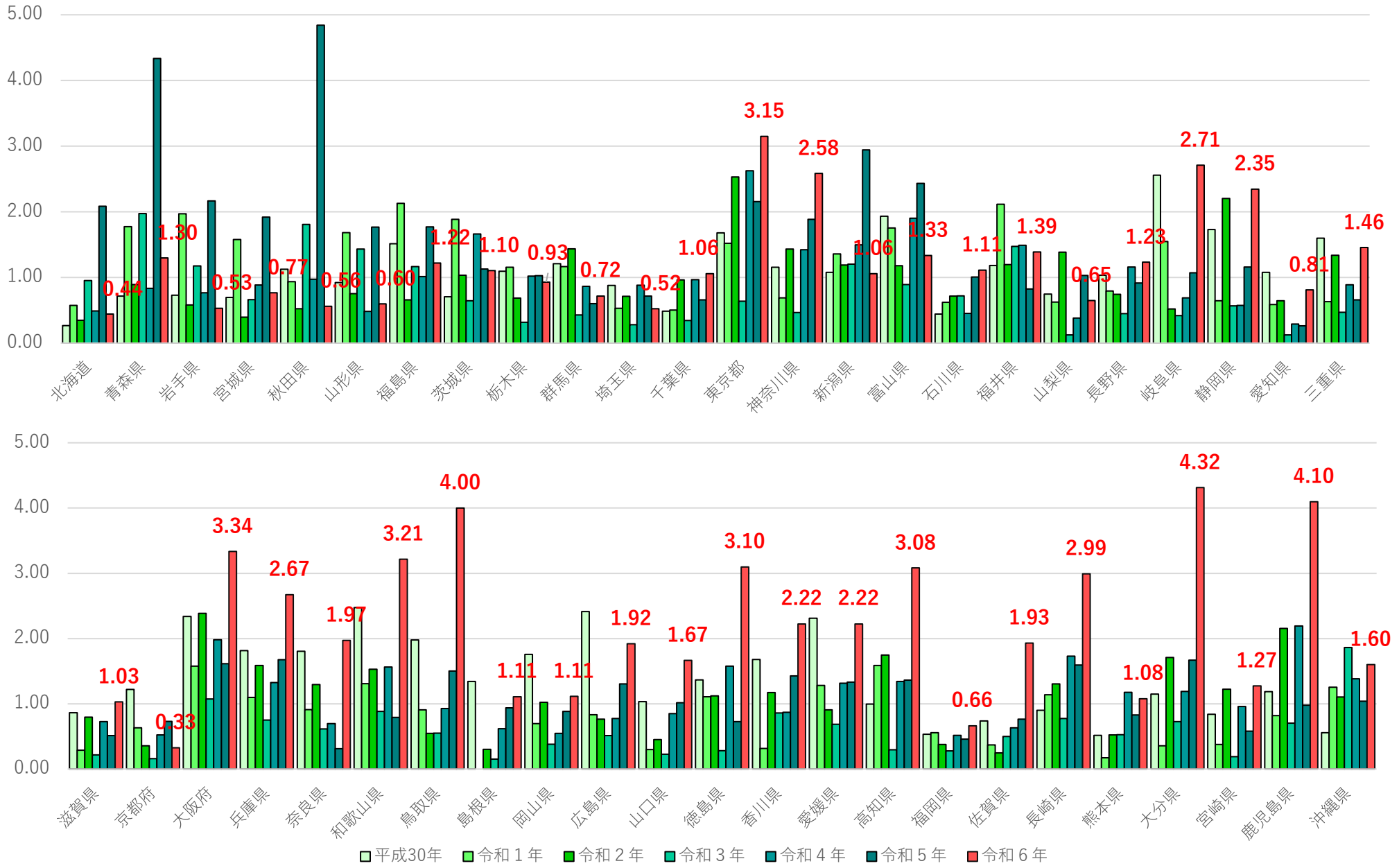
出典：厚労省　熱中症による死亡数　人口動態統計（確定数）を元に環境省作図

都道府県別の熱中症による死亡者数（平成30年～令和６年）



出典：厚労省　熱中症による死亡数　人口動態統計（確定数）を元に環境省作図

都道府県別の人口10万人あたりの熱中症による死亡者数（平成30年～令和６年）



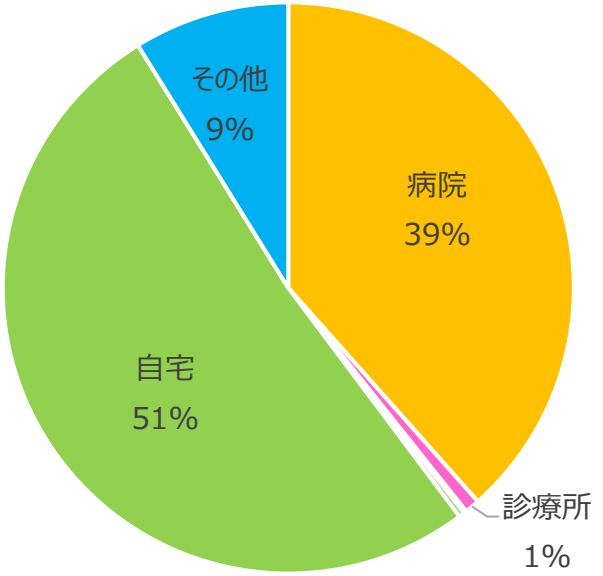
出典：厚労省　熱中症による死亡数　人口動態統計（確定数）を元に環境省作図

熱中症死亡者数の死亡場所別・外因場所別割合

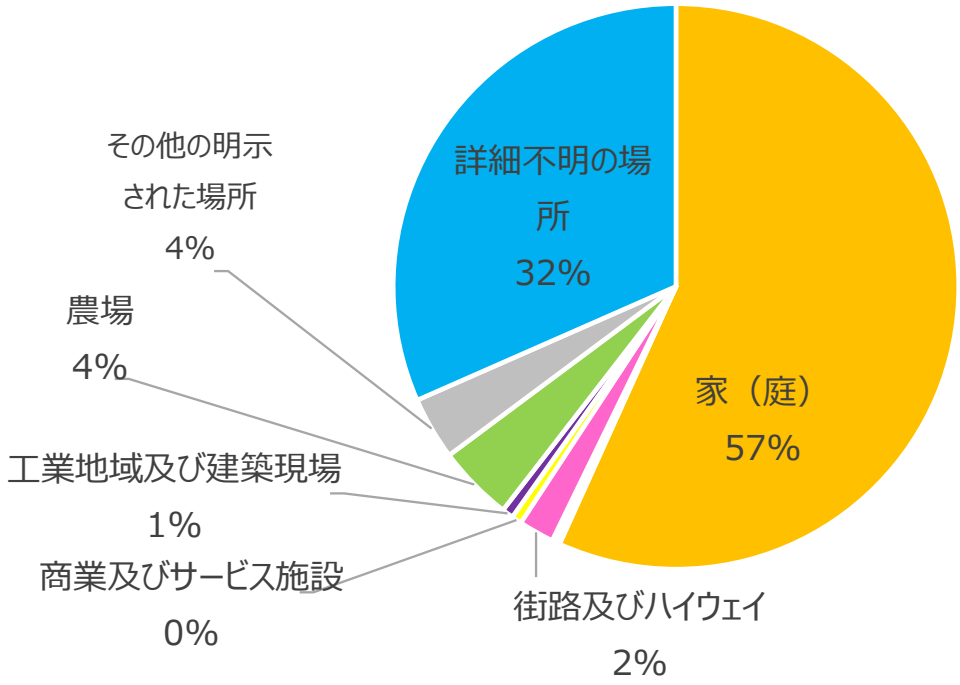
熱中症死亡の死亡場所別割合は、自宅が51%、病院が39%を占める。
外因場所別割合は、家（庭）が57%、次に多いのが農場で4%を占める。

※2020-2024年の5年平均

死亡場所別割合



外因場所別割合



熱中症死亡者数：独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）において厚生労働省提供の人口動態統計(死亡票)をもとに作成したもの。

２．環境省の主な取組

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の概要

公布日：令和５年５月12日　**全面施行：令和６年４月１日**

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、**気候変動適応法**を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す**実行計画**や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す**特別警戒情報**を法定化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における**暑熱から避難するための施設の開放措置**など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じるものです。

■ 主な改正内容

	現状	気候変動適応法の改正事項及びその効果
国の対策	• 環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議（構成員は関係府省庁の担当部局長）で**熱中症対策行動計画**を策定（**法の位置づけなし**） （関係府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁）	• **熱中症対策実行計画**として**法定の閣議決定計画に格上げ** → 関係府省庁間の**連携を強化**し、これまで以上に**総合的かつ計画的**に熱中症対策を推進 ※熱中症対策推進会議は熱中症対策実行計画において位置づけ
アラート	• 環境省と気象庁とで、**熱中症警戒アラート**を発信（**法の位置づけなし**） ※本格実施は令和3年から	• 現行アラートを**熱中症警戒情報**として**法に位置づけ** • さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の**熱中症特別警戒情報**を創設（**新規**） → 法定化により、以下の**措置とも連動**した、より強力かつ確実な熱中症対策が可能に 
地域の対策	• 海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシェルターの活用が進められているが、国内での取組は限定的 • 独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足	• 市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を**指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）**として指定（**新規**） → 指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、**一般に開放** • 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を**熱中症対策普及団体**として指定（**新規**） → **地域の実情**に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を徹底

政府・市町村等関係主体の連携した対策の推進により、熱中症死亡者数の顕著な減少を目指す

＋

独立行政法人環境再生保全機構法の改正事項

- **熱中症警戒情報等の発表の前提**となる情報の整理・分析等や、**地域における対策推進**に関する情報の提供等を環境再生保全機構の業務に追加

→ 熱中症対策を**より安定的かつ着実**に行える体制を確立

熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報について

政府・環境省では、**暑さ指数（WBGT）**に基づいて施策を行っている。

暑さ指数（WBGT）とは （WBGT：Wet Bulb Globe Temperature）

人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、

気温、湿度、日射・輻射、風 の要素をもとに算出する指標



暑さ指数（WBGT）測定装置

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による**人の健康に係る被害が生ずるおそれがある**場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す) <これまでの発表回数> R3:　613回, R4: 889回, R5:1,232回, R6:1,722回,R7:1,749回 **R8：808回（8月6日時点）**	気温が**特に**著しく高くなることにより熱中症による**人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある**場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) **令和６年4月から運用を開始し、発表は一度もない**
発表基準	**府県予報区等内**の**いずれか**の暑さ指数情報提供地点における暑さ指数（WBGT）が**33**（小数点第一位以下四捨五入）に達すると予測される場合	**都道府県内**において、**全ての**暑さ指数情報提供地点における翌日の暑さ指数（WBGT）が**35**（小数点第一位以下四捨五入）に達すると予測される場合
発表時間	前日**午後５時**頃 及び 当日**午前５時**頃	**前日午後２時**頃 （前日午前10時頃の予測値で判断）

令和８年度運用期間：令和８年４月22日～令和８年10月21日

※令和7年11月から有識者による検討会を開催し、熱中症警戒アラート等の今後の在り方も含めて検証・議論を行い、一部の情報提供地点について、令和８年度から熱中症特別警戒情報の発表の判断の際に参照しないこととした。

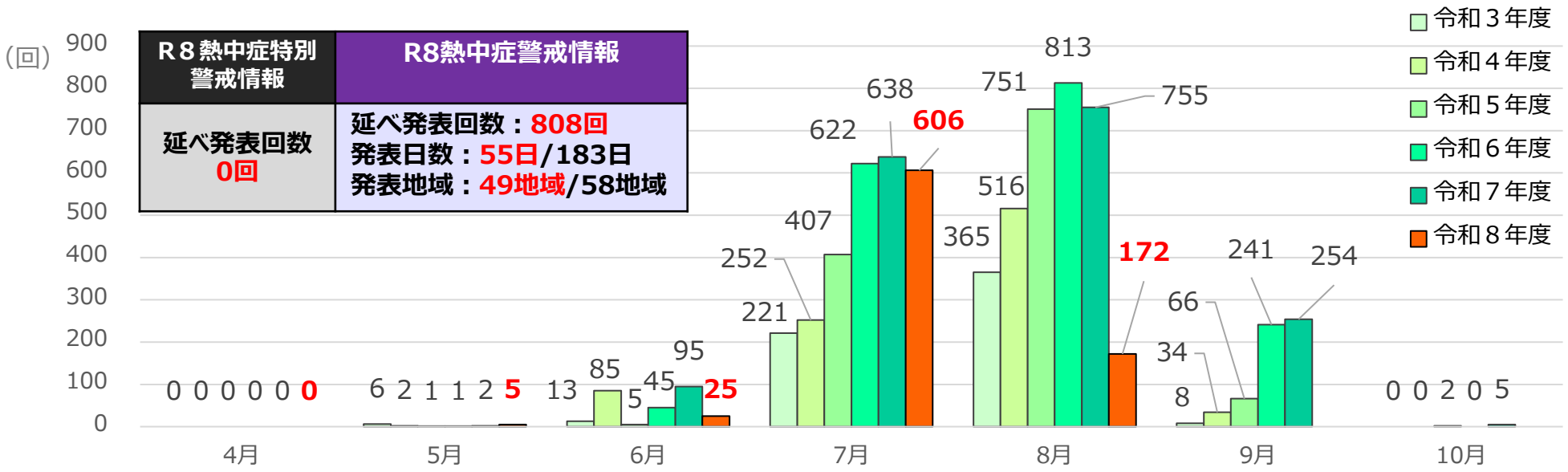
熱中症特別警戒情報・熱中症警戒情報の発表状況（令和８年８月６日時点）

気象庁HP「年・季節・各月の天候」「１か月予報」から引用

令和８年度夏の特徴

- ６月）気温は、中旬に暖かい空気に覆われやすかった北日本で高かった。
- ７月）気温は、日本付近では偏西風が平年より北側を流れたため、暖かい空気に覆われやすかった北・東・西日本でかなり高かった。
- ８月６日発表の１か月予報によれば、北・東・西日本では、向こう１か月の気温は高い見込み。東・西日本では、期間の前半は気温がかなり高くなる所もある見込み。

○熱中症警戒情報の月別の発表実績（令和８年８月６日時点）



（参考）年度別発表実績（延べ発表回数：同一地域を複数回としてカウント）

令和３年度 4/28～10/27	令和４年度 4/27～10/26	令和５年度 4/26～10/25	令和６年度 4/24～10/23	令和7年度 4/24～10/23
延べ発表回数：613回 発表日数：75/183日 発表地域：53/58地域	延べ発表回数：889回 発表日数：85/183日 発表地域：46/58地域	延べ発表回数：1,232回 発表日数：83/183日 発表地域：58/58地域	延べ発表回数：1,722回 発表日数：103/183日 発表地域：51/58地域	延べ発表回数：1,749回 発表日数：111/183日 発表地域：54/58地域

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）について

指定暑熱避難施設の概要

○ 市町村長は、その市町村内の一定の要件を満たす施設を、指定暑熱避難施設（通称：**クーリングシェルター**）として指定することができる。

○ 特別警戒情報発表時には、当該施設の管理者により、あらかじめ定められた開放日時等において住民等に開放されることとなる。

施設の要件（気候変動適応法第21条第１項各号及び気候変動適応法施行規則第４条）
①適当な冷房設備を有すること
②熱中症特別警戒アラートの発表期間中に住民等に開放することができること
③住民等の滞在場所について必要かつ適切な空間を確保すること

指定暑熱避難施設に関する取組

○ 住民が指定暑熱避難施設にアクセスしやすいように、右図のようなイメージのクーリングシェルターのマークを環境省で定める。

○ 指定暑熱避難施設の運営の参考のため、「指定暑熱避難施設の運営に関する事例」を取りまとめ、令和６年２月に公表（※事例は改正法施行前のもの）

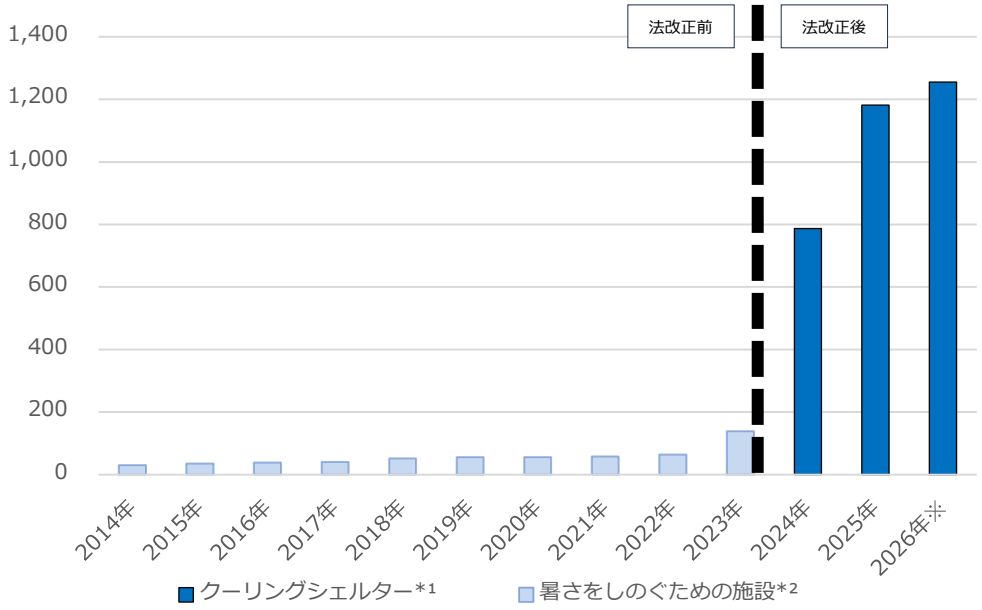
※指定暑熱避難施設としての指定をしていない涼みどころ、クールスポット等の独自の取組を行っている都道府県・市町村がある。

クーリングシェルターのマーク

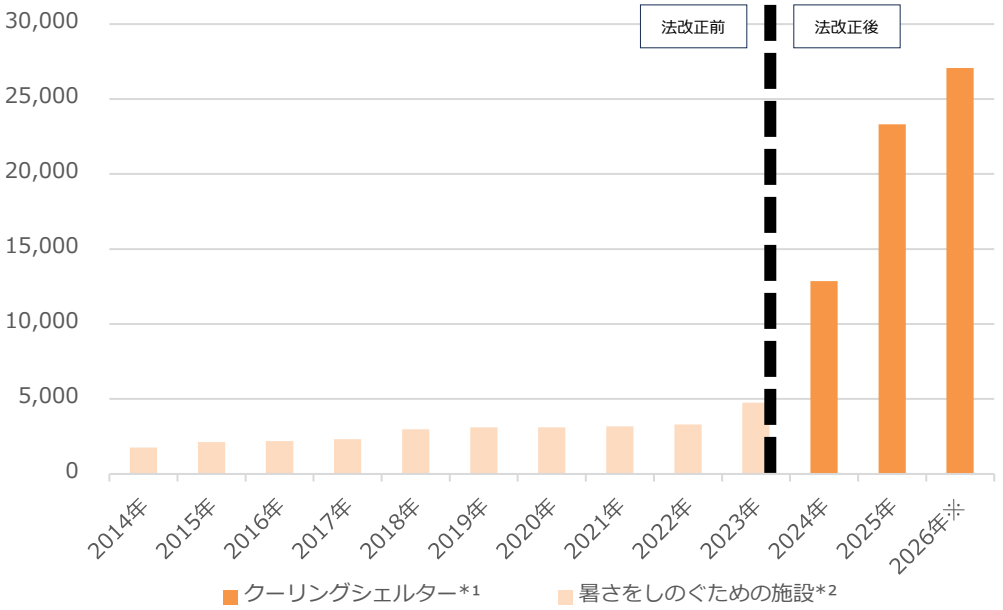


クーリングシェルターを指定している市区町村数及び施設数の推移

指定市区町村数（累計）



指定施設数（累計）



	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年 *4
クーリングシェルター指定市区町村数（団体）	36	39	41	52	56	56	58	64	139	787	1,182	1,255 *4
クーリングシェルターまたは暑さをしのぐための施設開設市区町村数*3（団体）										999	1,329	1,405 *4

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年 *4
クーリングシェルター施設数*3（施設）	2,123	2,192	2,317	2,980	3,104	3,104	3,175	3,289	4,758	12,860	23,311	27,080 *4

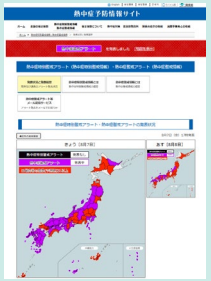
＊1 気候変動適応法改正法第21条で規定する指定暑熱避難施設
＊2 指定暑熱避難施設以外の施設であって、自治体で開設している暑さをしのぐという趣旨に合致している施設
＊3 2014年から2023年の値は、令和５年12月実施の「令和５年度熱中症新制度の施行のための調査検討業務」から作成。2024年の値は、令和６年７月２日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ報告を受けた情報から作成。2025年の値は、令和７年５月30日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ10月20日までに報告を受けた情報から作成。
＊4 2026年のクーリングシェルター指定市区町村数・施設数及びクーリングシェルター又は暑さをしのぐための施設開設市区町村数は2026年７月17日時点の値を記載している。

普及啓発の取組

◆ 『熱中症予防強化キャンペーン』の一環として、関係府省庁や関係機関が一体となり普及啓発を強化し、国民の意識を高めることが重要。
◆ 関係府省庁や民間企業等にも協力を募り、効果的な発信を行う。

熱中症予防情報サイト

熱中症予防に資する情報を一元的に掲載
○ 全国841地点の暑さ指数
○ 熱中症警戒アラート、
熱中症特別警戒アラートの発表状況
○ 熱中症の予防方法と対処方法
○ 各種リーフレット、マニュアル等
○ 環境省、関係府省庁の取組　等



大型ビジョンを活用した情報発信

原宿表参道ビジョン等の全国21箇所の大型ビジョンにおいて、当該地域の暑さ指数情報を放映。
（7/1～8/31）



環境省公式SNSによる情報発信

環境省では公式XやFacebook、LINEアカウントから熱中症の情報を発信。

＜登録者数（７月31日時点）＞
X　　：約35万人
Facebook：約１万人
LINE　　：約53万人
（LINEは熱中症関連のみの発信）

○熱中症関連府省庁と連携し、随時情報発信

動画作成・活用







ペンギンさんによる熱中症講座（ショート動画）

15秒、30秒、60秒の各テーマ別の動画を作成し、情報発信。

企業・団体と連携した普及啓発

鉄道事業者によるポスター掲示

主要駅において、ポスターを掲示し、利用者に対して熱中症対策に関する情報発信を実施。
（７月中旬～９月末）

- R6：全国42箇所
- R7：全国59箇所
- R8：全国66箇所
 （うち、25箇所はデジタルサイネージ）



※写真は令和７年度のもの

熱中症予防イベント出席

マラソンイベントにてブース出展



熱中症関連イベントにおいて講演会を実施



企業・団体との連携

日本サッカー協会と連携し動画を作成・活用。気候変動における情報を提供







ラジオ・テレビCMを通じた普及啓発

高齢者をはじめとした幅広い層に情報を届けることができるラジオ・テレビにおいて、熱中症対策に関する情報等を発信。





※ R8年８月放送



熱中症予防広報大使

そらジロー及び気象予報士の木原実さんを熱中症予防広報大使に任命。

